官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔省令〕
○接続料規則の一部を改正する省令（総務1）　一
〔公告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　九
裁判所
破産、免責関係　二
特殊法人等
土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、押収物還付関係　四
会社その他
会社決算公告　四

省令

○総務省令第一号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十三条第四項第一号の規定に基づき、接続料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年一月十四日

総務大臣臨時代理
国務大臣　田村　憲久

接続料規則の一部を改正する省令

接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二中

「き線管路総延長		km	141,820	km」を
「き線管路総延長		km	139,360	km」に、
「電線共同溝総延長		km	1,433	km」を
情報ボックス総延長		km	7,060	km」に、
「電線共同溝総延長		km	1,470	km」を
情報ボックス総延長		km	7,459	km」に、
「土地単価時点補正係数（北海道）			0.8670	—」を
土地単価時点補正係数（青森県）			0.8378	—」に、
土地単価時点補正係数（岩手県）			0.8420	—」を
土地単価時点補正係数（宮城県）			0.8947	—」に、
土地単価時点補正係数（秋田県）			0.8391	—」を
土地単価時点補正係数（山形県）			0.8637	—」に、
土地単価時点補正係数（福島県）			0.8551	—」を
土地単価時点補正係数（茨城県）			0.8550	—」に、
土地単価時点補正係数（栃木県）			0.8670	—」を
土地単価時点補正係数（群馬県）			0.8621	—」に、
土地単価時点補正係数（埼玉県）			0.9012	—」を
土地単価時点補正係数（千葉県）			0.9089	—」に、
土地単価時点補正係数（東京都）			0.9156	—」を
土地単価時点補正係数（神奈川県）			0.9219	—」に、
土地単価時点補正係数（新潟県）			0.8897	—」を
土地単価時点補正係数（富山県）			0.8853	—」に、